

Y R B 交友会・会則

筑南アマチュア無線クラブ

Tsukunan Amateur Radio Club

- 第1条 (名 称)
本会は、Y R B 交友会と称する。
- 第2条 (事務局)
本会の事務局は、筑南アマチュア無線クラブ（以後T A R Cと称する）の会長宅に置く。
- 第3条 (役 員)
本会の役員は、会長を始め時のT A R C役員が運営に当る。
- 第4条 (目 的)
会員は、J Q 1 Y R Bの活動と支援に貢献し、営利を目的としないで健全なアマチュア無線の運営と活性化を図り、会員相互の親睦と友好増進に努める。
- 第5条 (事 業)
本会は、前条の目的を達成する為に下記の事業に参加する事が出来る。
(1) 毎年、7月1日より7月10日まで実施する、七夕コンテストのメンバー局として運用。（持ち点等は、コンテスト規約に明記する。）
(2) その他、各種事業の内、指定を受けた事項。（例、新規発行のアワード等。）
- 第6条 (入 会)
本会は、正員の推薦等を受けた方、及び自ら入会を希望する方で、会長が精査し役員会の承認を受けた方が入会出来る。
(但し、T A R C正会員以外の方を対象とする。)
- 第7条 (会 員)
所定の会員登録をした方で構成し単年度会員制とする、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了。
- 第8条 (会員資格の喪失)
次の場合に会員資格を失う、但し(1)～(4)は期中で有っても会費の払い戻しはしない。
(1) 死亡、又は閉局した時。
(2) 電波法令に違反し、罰則の適用を受けた場合。
(3) 本会の名誉を著しく汚す様な言動、行動が有った場合。
(4) その他、会員として相応しく無い行為が有った場合。
(5) 第6条並びに第7条を満たすも第9条の指定日までに会費の納付が無かった場合。
- 第9条 (会 費)
毎年3月20日までに翌年度分の会費 1千円を、無記名の定額小為替、又は下記ゆうちょ銀行の各口座を利用し納める。
振替振込口座
口座番号 00150-6-447380
加入者名 筑南アマチュア無線クラブ（ツクナンアマチュアムセンクラブ）
普通預金口座
店番 10630
口座番号 315621
口座名義 筑南アマチュア無線クラブ（ツクナンアマチュアムセンクラブ）
- 第10条 (賛助金品)
この会の運営を、支援して下さる方々の賛助金品を随時受け付け致します。
- 第11条 (附則事項)
この会則に定めのない事は役員会で協議し、附則事項として其の都度此れを別に定める。

2014年10月01日 発効。

2019年04月01日 更新